

伊丹市商店街等活性化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、活性化を推進しようとする市内の商店街等に対し、その事業の実施に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、商業の振興発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街等」とは、主たる事務所が伊丹市域に存在する、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（主たる構成員が商業を行う事業者である組合に限る。）、または次の各号に掲げる要件を備えた商店街振興組合に準ずる団体で市長が認めるものをいう。

- (1) 概ね10店舗以上の商業店舗が連担し、全体として一定の商業集積を形成している地域に所在する事業者で構成されていること
- (2) 独自の会則・組織・財源を持つ独立した団体であって、事業者を主たる会員とし、商業活動・振興を会の主目的とする団体
- (3) 総会等で決定した事業計画に基づき、団体として販売促進等の商業活動を継続して行っていること

(補助の対象)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象は、別表に掲げる商店街等活性化事業のいずれかを実施する商店街等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) この要綱の規定により補助金を受けようとする事業について、市からの補助を条件としない国又は県等からの補助金の交付を受けている場合
- (2) 審査の対象となる事項について、法令等に違反している場合

(3) 市税を滞納している場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、商店街等活性化事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除いた額）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を限度とする。

(1) 共同施設設置事業（以下「1号事業」という。） 一年度につき5,000,000円

(2) 商業活性化事業（以下「2号事業」という。） 一年度につき500,000円

2 前項の規定にかかわらず、当該経費について、市からの補助を条件とした国又は県等からの補助金の交付を受けている場合の補助金の額および割合は、国又は県等が規定する額および割合とする。ただし、前項各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超える場合は、当該各号に掲げる額とする。

3 前項までの規定にかかわらず、当該事業を実施する際に、参加費や広告費等の収入があり、その収入が補助対象経費から補助金の額を差し引いた自己負担額を上回る場合においては、補助金の額は、その額から自己負担額を超過した金額を減じたものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者は、事業開始前までに、伊丹市商店街等活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条各項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、伊丹市商店街等活性化事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 第5条に規定する申請書を提出した後において、事業の一部を変更し、又は中止、廃止しようとするときは、伊丹市商店街等活性化事業(変更・中止・廃止)届(様式第3号)に必要な書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届を受理したときは、その内容を審査し、伊丹市商店街等活性化事業(変更・中止・廃止)(承認・否認)書(様式第4号)により、当該届者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付対象者」という。)は、当該事業完了後30日以内に、伊丹市商店街等活性化事業完了報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、伊丹市商店街等活性化事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、当該補助金交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知書を受けた者は、速やかに、伊丹市商店街等活性化事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、前項による審査終了後速やかに、当該補助金交付対象者が指定する金融機関の補助金交付対象者の預金口座に振り

込む方法により行う。ただし，補助金交付対象者による委任状がある場合は，この限りでない。

（施設の処分の制限）

第12条 この要綱により補助金の交付を受けて共同施設を設置した者は，当該共同施設の設置後5年間は，市長の承認なく，当該共同施設を移設，改造，目的外使用，譲渡，又は抵当権等を設定してはならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は，補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定を取り消し，又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

（細則）

第14条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成14年4月1日から施行する。

（伊丹市商店街等共同施設設置補助金交付要綱の廃止）

2 伊丹市商店街等共同施設設置補助金交付要綱（昭和57年9月制定）は，廃止する。

（平成14年度における補助金の額の特例）

3 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については，同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

（令和2年度における2号事業に係る補助金の特例）

4 令和2年度における第4条第1項の規定の適用については，同項中「3分の1」とあるのは「1分の1（第1号に掲げる事業にあつ

っては、3分の1)と、同項第2号中「商業活性化事業のうち地域通貨導入支援事業を除くもの」とあるのは「付則別表に掲げる事業」と、「500,000円」とあるのは「3,000,000円」。ただし、1回の事業の募集における限度額は、1,500,000円とする。」とする。

5 令和2年度における第5条第1項の規定の適用については、同項中「6月末日」とあるのは、「7月末日」とする。

6 令和2年度に限り、市長は、必要があると認めるときは、2号事業に係る補助金について概算払をすることができる。

7 補助金交付対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、伊丹市商店街等活性化事業補助金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

8 概算払により補助金の交付を受けた者は、第12条の規定により通知を受けた額と概算払により交付を受けた額とに差額が生じるときは、当該差額を直ちに市長に返還しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年度における補助金の額の特例)

2 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度から平成23年度における補助金の額の特例)

2 平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

(平成20年度から平成22年度における補助金の額の特例)

- 3 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する前項の規定の適用については、市長が予算の範囲内で必要と認めた申請のうち、兵庫県の「まちなか商業再活性化事業」制度が適用された場合は、前項中「2分の1」とあるのは「3分の2」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(平成21年度から平成23年度における補助金の額の特例)
- 2 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する第4条第2号の規定の適用については、同号中「500,000円(カード化事業にあっては、1,000,000円)」とあるのは「1,000,000円(空店舗活用事業にあっては、500,000円)」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年度における補助金の額の特例)
- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年度における補助金の額の特例)

- 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年度における補助金の額の特例)

- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、別表に掲げる「地域商店街活性化事業」および「商店街まちづくり事業」へ応募可能であるがこれを行わなかった場合を除き、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年度における補助金の額の特例)

- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に第3号該当事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とし、第4号該当事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「1分の1」とする。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年度における補助金の額の特例)

- 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に第3号該当事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」とし、第4号該当事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用

については、同条中「 $\frac{1}{3}$ を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「 $\frac{1}{1}$ を乗じて得た額」とする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年度における補助金の額の特例）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に別表に掲げる「プレミアムフライデー事業」に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{2}$ 」とし、第3号該当事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{2}$ 」とし、第4号該当事業および第5号該当事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「 $\frac{1}{3}$ を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「 $\frac{1}{1}$ を乗じて得た額」とする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年度における補助金の額の特例）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に3号事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{2}$ 」とし、4号事業に係る申請書を提出した者に対する第4条の規定の適用については、同条中「経費に $\frac{1}{3}$ を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「経費」とする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(空店舗活用事業の運営期間)

2 この要綱による改正前の伊丹市商店街等活性化事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第1項第2号の規定により空店舗活用事業の補助金の交付を受けている者については、平成33年(2022年)3月31日までの間、旧要綱第17条の規定は、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

付 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

別表

商店街等活性化事業

- 1 共同施設設置事業 ※商店街等が所有する施設に限る。
 ※1年度につき1回限りの申請とする。
 ※単に共同施設を設置する事業とし、
 その他の場合は商業活性化事業とする。

施設名	設置基準
駐車場	10台以上収容できるもので、料金が少なくとも30分以上無料であること。
駐輪場	30台以上収容できるもので、料金が少なくとも30分以上無料であること。
街路灯	10基以上設置し、5年以上の使用に耐えるもの。
アーケード	100㎡以上で、5年以上の使用に耐えるもの。
カラー舗装	100㎡以上のもの。
アメニティ施設（ベンチ、彫刻、噴水、休憩所等）	
アーチ	
共同便所	リースは除く。
冷暖房設備	リースは除く。
音響施設	リースは除く。
情報関連施設	リースは除く。
イルミネーション設備	照明装置購入費，設置費
防犯施設	リースは除く。
防災施設（耐震性防火水槽，消防設備，備蓄倉庫等）	消防法（昭和23年法律第186号）第17条に規定する消防用設備等を除く。
福祉施設（福祉型便所，福祉型昇降機，福祉対応のもの）	高齢者，身体障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する特定建築物および特別特定建築物を除く。
その他の商店街等の活性化施設（空店舗購入および空店舗改装）	商店街等の団体が空店舗を購入又は改装し，来店客サービスの強化策の一環として整備する施設（ふれあい広場，子育て広場，ギャラリー，イベント広場等）

2 商業活性化事業

事業名	補助対象経費
イベント事業	<p>イベント実施に係る費用（出展・出演料，借損料，会場設営・撤去・運営費，会場整理・警備費，設備費，施設費，景品代・ノベルティ代（合わせて事業費全体の2割以内とする。），通信運搬費，申請手数料，保険料，広告宣伝費，消耗品費等とし、飲食費，販売品（皿，箸，コップを含む。）の仕入れ費用等は除く。）</p> <p>ただし，他団体等が主催するイベント事業に商店街等が参画する場合，イベント本体の運営に係る費用は対象外とする。</p>
商店街等PR事業	<p>商店街等の宣伝に係る費用（CATV，コミュニティFM，ホームページの作成，新聞折込・広告等を利用した場合の広告料・作成費等並びに看板，バナー，のぼり等の作成費等）</p>
商店街等活性化計画策定事業	<p>商店街等活性化計画および空き店舗活用計画の策定に係る費用（当初の計画に限る。）</p>
経営改革事業	<p>商店主等が参加する経営改善，意識改革，事業継承等の学習会等にかかる費用（講師謝礼，会場借料，運営費等）</p>
プレミアムフライデー事業	<p>毎月末金曜日のプレミアムフライデーに合わせて行うイベントや商店街PR等活性化事業にかかる費用</p>

(様式第1号)

伊丹市商店街等活性化事業補助金交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

団体名

代表者

※

(※) 本人(代表者)が、自署しない場合は、
記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

連絡先

伊丹市商店街等活性化事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。なお、市税について課税および納税状況の閲覧等の調査を行うことに同意します。

記

1 商店街等活性化事業名

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 補助申請事業に係る事業計画書
- (2) 補助申請事業に係る収支予算書
- (3) 補助申請事業に係る経費等の証明書類
(契約書、仕様書、設計書、見積書のコピー等)
- (4) 補助申請事業の実施に係る決議録(総会資料等)
- (5) 商店街等の事業計画書及び収支予算書(総会資料等)
- (6) 商店街等の役員及び会員名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

伊丹市商店街等活性化事業補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のありました伊丹市商店街等活性化事業補助金の交付について、同要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否

可・否（理由： ）

2 交付予定額

円

3 その他

- ①この通知書は、補助金交付の可否を決定するものであり、補助金の交付を保証するものではありません。補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- ②伊丹市商店街等活性化事業補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付はできません。
- ③事業完了後は、必要な書類を添付の上、伊丹市商店街等活性化事業完了報告書（様式第5号）を30日以内にご提出下さい。なお、提出が遅れると、補助金を交付できない場合がありますので、ご注意下さい。

(様式第3号)

伊丹市商店街等活性化事業（変更・中止・廃止）届

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

団体名

代表者

※

(※) 本人(代表者)が、自署しない場合は、
記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

連絡先

年 月 日付で申請しました伊丹市商店街等活性化事業補助金について、下記の理由により（変更・中止・廃止）したいので、承認願いたく、同要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 (変更・中止・廃止)の事由

2 (変更・中止・廃止)の内容

(様式第4号)

伊丹市商店街等活性化事業（変更・中止・廃止）（承認・否認）書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で届出のありました伊丹市商店街等活性化事業（変更・中止・廃止）届について、同要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認の可否

承認・否認（理由： ）

2 承認内容

3 変更後の交付予定額 円

4 その他

- ① この通知書は、届出内容を認めるものであり、補助金の交付を保証するものではありません。補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- ② 事業完了後は、必要な書類を添付の上、伊丹市商店街等活性化事業完了報告書（様式第5号）を30日以内にご提出下さい。なお、提出が遅れると、補助金を交付できない場合がありますので、ご注意下さい。

(様式第5号)

伊丹市商店街等活性化事業完了報告書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

団体名

代表者

※

(※) 本人(代表者)が、自署しない場合は、
記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

連絡先

伊丹市商店街等活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 商店街等活性化事業内容

2 事業期間

年 月 日～ 年 月 日

3 事業完了日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 補助申請事業に係る事業報告書
- (2) 補助申請事業に係る収支決算書
- (3) 補助申請事業に係る経費等の証明書類(領収書のコピー等)
- (4) 写真, 成果物等

(様式第 6 号)

伊丹市商店街等活性化事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で完了報告のありました伊丹市商店街等活性化事業補助金について、同要綱第 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 商店街等活性化事業内容

2 交付決定額

円

3 その他

- ① この通知書を受けた後は、伊丹市商店街等活性化事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を速やかにご提出下さい。なお、提出が遅れると、補助金を交付できない場合がありますので、ご注意下さい。

(様式第7号)

伊丹市商店街等活性化事業補助金交付請求書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

団体名

代表者

※

(※) 本人(代表者)が、自署しない場合は、
記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

連絡先

年 月 日付 第 号で補助金交付額確定通知がありましたので、伊丹市商店街等活性化補助金交付要綱第10条の規定により補助金を請求します。

記

1 補助金請求金額

円

2 振込先金融機関名・支店名

3 口座種類

普通 ・ 当座

4 口座番号

5 口座名義人

(フリガナ)